

議案第 39 号

損害賠償の額を定め和解することについて

損害賠償の額を下記のとおり定め、及び和解することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 6 月 12 日提出

養父市長 広 瀬 栄

記

- 1 相手方 (住所) [REDACTED]  
(氏名) [REDACTED]

2 事案の概要

平成 29 年 1 月 17 日、養父市大屋町大屋市場地内において市公用車（ホイールローダー）で市道を除雪中、右に寄り過ぎたため、サイドミラーのフレームが民家の門に衝突し、破損したものである。

- 3 損害賠償の額 910,440 円